

熊本県の事業概要 ～熊本大学病院・発達障がい医療センター～



～地域における発達障がい医療体制の整備～

【1】地域概要

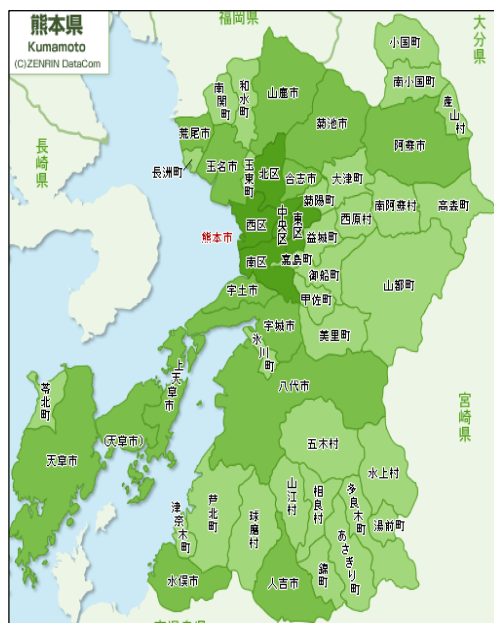
- ・自治体担当課課：熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局障がい者支援課
- ・就学児童数：227,938人(R4.5.1現在：熊本県学校基本調査結果より)
- ・児童精神科系 医師数：(不詳)
- ・発達障がいを診療している医療機関数：98か所
(熊本県発達障がい医療センターR2年調査。発達障がい医療受診ハンドブックを作成し、関係機関及び市民へ発行。)

【2】拠点病院・機関概要

- ・拠点病院機関名：熊本大学病院(神経精神科：50床)
- ・事業実施科名：神経精神科内発達障がい医療センター
- ・事業開始年：平成26年度
- ・子どもの心の診療機関マップ実施：未実施。
※県及び当センターホームページにて、発達障がいを診療できる医療機関一覧(発達障がい医療受診ハンドブック R2年度：98機関)を掲載

【3】事業実施への経緯

医師不足、受診待機期間の長期化を背景に、県発達障がい者支援体制整備検討委員会医療部会及び熊本大学病院から医師養成の必要性にかかる強い要望を受けて、平成26年度に熊本大学病院へセンター運営を業務委託。主に、①発達障がいを診断できる医師の養成、②発達障がいを診療できる医療機関がない地域への医療支援、③研修・普及啓発に取り組む。



熊本県の事業概要～熊本大学病院・発達障がい医療センター～

【4】事業図

熊本県発達障がい医療センター運営事業の概要

発達障がい医療体制整備にかかる拠点機関として設置

【熊本県発達障がい医療センター】
(平成26年度設置)

委託先：熊本大学病院
《実施体制：医師1名、公認心理師1名》

事業の目的

発達障がい医療センターを設置し、精神科医と小児科医が連携を図りながら、身近な地域で発達障がいを診療できる医療体制を整備する。

主な業務

(1) 地域への専門支援

○医療機関がない圏域等赴き地域の医師に対する実践的な研修等による支援を実施

- ◆R3年度実績
- ・12回派遣。診療：9人
- ・圏域医療関係者への助言、指導：延べ14件
- ・圏域医師、療育関係者向けの研修会：2回

(2) 医師等の養成研修

○医師や研修医に対して診療の陪席研修や症例検討会を実施

- ◆R3年度実績
- ・研修医陪席・指導等43件
- ・症例検討会 1件

(3) 普及啓発

○発達障がい支援に係る関係機関職員等に対して研修や講演会を実施

- ◆R3年度実績
- ・発達障がい医療研修会「発達障害とトラウマ」オンライン開催 169名参加

【5】実施事業の概要

①子どもの心の診療支援[連携]事業

- ・医療ニーズは高いが圏域内に発達障がいを診療する医療機関がない球磨圏域に対して、平成26年度から30年度の5年間にかけて、医師と精神保健福祉士を派遣し、月1日発達障がいを診療する外来を開設した。その結果、計50人の子どもの心臓を診療するとともに地元の医師が陪席による実践的な研修を積む等の診療支援を行った。
- ・令和元年からは、人口規模に比して医療機関が少ない八代圏域を対象を移し、同様の診療支援を実施。令和1年度から令和3年度の3年間にかけて、計17人の子どもの心臓を診療するとともに地元の医師が陪席による実践的な研修を積む等の診療支援を行った。

②子どもの心の診療関係者研修・育成事業

- ・平成26年度から令和3年度にかけて地域の診療関係者を対象に計17回の研修会や症例検討会を実施した。
- (例)県中心部の熊本市から車で2時間以上かかる遠隔地とされる天草圏域において、同圏域内の医師会等と連携し、医療、療育、教育、保育関係者を対象に発達障がいの子どもの理解をテーマに研修会を実施。(R2.2.17:約160人参加)

③普及啓発・情報提供事業

- ・「発達障がい診療ハンドブック」の作成(R2年度)
- ・県内の小児科、精神科、心療内科を標榜する医療機関に対して郵送によるアンケート調査を実施し、発達障がいの診療状況(診療や診断の可否、対象年齢等)をとりまとめた一覧を作成(以下記載:発達障がい医療受診ハンドブック)。その他相談機関等有益な情報も含めて3000部作成し、県内の行政、福祉、教育、医療機関へ配布するとともに、熊本大学病院及び熊本県のホームページに掲載。
- 掲載先URL: <https://www.kumamoto-hattatsu.jp/>

④その他(有事・災害対応など)

- ・令和2年7月豪雨の災害時に、国立研究開発法人国立成育医療研究センターこころの診療部、被災地である各教育事務所(芦北、八代、球磨)、熊本県南部発達障がい者支援センターわると連携。国立成育医療研究センターの『こころとからだのケア』、『子どものトラウマ診療ガイドライン』の冊子(約300部)を、被災地域の各教育事務所を中心に配布。各学校への配置やスクールカウンセラーなどの支援者に活用していただいた。

【6】特徴や特に力を入れている事業内容

- ・地域において発達障がいを診療できる医師の養成に力を入れている。
- ・上記①においても、地域で発達障がいの診療をやりたいがスキルに自信がない医師などを誘い、診療場面への陪席や逆紹介の際に診療ポイントを助言するなど、地域で発達障がい診療の核となる医師の養成を目指している。
- ・発達障がいの診療とともに、地域の教育・療育支援関係者との連携を並行して行っている。
- ・初診前に学校関係者へ問診表作成を依頼し、医療介入後の支援を円滑に進めていけるよう密な連携に心がけている。

【7】地域や関係機関との連携の状況

○個別ケースを含めた関係者会議の開催(R3年度)

- 要保護児童対策地域協議会ははじめ教育機関との連携を図り、各機関同士の情報共有会議及び個別ケース会議を随時開催。(対応職種:医師、公認心理師、精神保健福祉士、相談支援専門員、学校関係者など。R3年度開催回数:2回)

- 関係機関同士の連携のほか、情報共有がスムーズとなった。

- その結果として、当センターが開催する研修会への参加者増加や発達障がい医療受診ハンドブックの配布拡大に伴い発達障がい診療の普及啓発につながったと考えている。

○発達障がい診療ニーズの高い八代圏域へ出張診療

- (1)該当圏域の小児科開業医と連携し、発達障がいが気になる子どもたちがスムーズに学習や発達についての相談・診療を受けられることを目的とし、熊本労災病院内に月に2回出張して診療を行った。

- ・対象年齢は就学前～中学3年生
- ・当外来受診・検査を経て、児童精神科医が診断を行う。

- その後はかかりつけ医(小児科医)を中心に、継続的なフォローを実施いただき、必要時は連携・再評価。

- (2)圏域内の小児科医や教育機関、児童福祉機関、行政機関を対象に事業報告会を開催。

- (3)当外来の趣旨を普及するべく、事業概要を地域の小児科開業医や関係機関へ改めて周知した。

○発達障がいの診療とともに、地域の教育・療育支援関係者との連携を並行して行っている。

- 初診前に学校関係者へ、学校での様子に関する問診表作成を依頼し、診断の補助や医療介入後の支援を円滑に進めていけるよう密な連携に心がけている。

【8】事業による効果と思われるもの(H28-30年度からの改善点など)

【医療機関の増加】

- ・発達障がいを診療できる医療機関の数が37か所(H25調査)から98か所(R2調査)へ増加。

【地域への診療支援】

- ・球磨地域への診療支援によって、地理的・経済的理由で受診困難であった児童に医療を提供することができた。
- ・陪席による専門的・実践的な研修や症例検討会の実施によって、地域で診療を行う医師を養成した。
- ・地域の保健師へ支援の助言を行うことによって、就学時の学校、クラス選択や特別児童扶養手当取得等の支援に繋がった。

【9】目指す方向性について (今後の予定事業や展望、目標など)

【方向性】

- ・身近な地域で、長期間の受診待機を経ずに発達障がいの診療を受けることができる医療体制を構築する。

【具体的な取り組み】

- ・熊大病院内または地域の医療機関への専門医師派遣による発達障がいを診療できる医師の養成。
- ・各地域の医療資源等の特徴に合わせた地域のかかりつけ医と専門医が連携した発達障がい診療モデルの構築
（例）令和元年度～県内第2位の人口規模を誇る八代市内は発達障がいの診療を行う医療機関が精神科（2か所）のみで、大半の子どもは市外の医療機関まで通う。
同市へ医師と専門職を派遣して診療の場を確保するとともに、市内小児科医と紹介・逆紹介を原則とする
ことによって地域のかかりつけ医と専門医が連携した診療モデルを構築する。
- ・医師、医療従事者に対する発達障がい診療にかかる研修・啓発。